



ソーシャル・ネットワーキング・サービス（X）運用ガイドライン

2025 年 8 月 15 日 広報情報委員会メール審議承認

（目的）

第1条 本ガイドラインは、日本原子力学会（以下、「本会」という）の広報情報委員会（以下、「本委員会」という）がソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、「SNS」という）のX（以下、「X」という）を利用するにあたり、広報情報委員会規程（0501）第2条に基づき、広報情報委員会が本会および関連する情報（行事の開催、報告等）を、本会会員および一般に発信するために利用するXの運用に関する方針を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 本委員会のX公式アカウント（以下、「本アカウント」という）は、本会および本会に関連する情報を発信することにより、広く一般に対し、本会活動に対する認知度を高めることを目的とする。

（運用方法）

第3条 本アカウントは、本会定款、行動指針、倫理規程、その他規程および規約にしたがって運用をおこなう。

- ・ アカウント名: @日本原子力学会
- ・ 運営者: 本委員会が定めた本ガイドラインに基づいて、本委員会の担当委員がこれをおこなう。本アカウントは予告なく運営を停止・終了または削除する場合がある。

（発信情報）

第4条 運営者が、本アカウントにおいて発信する情報は以下とする。

- ・ AESJ-NEWSとして発信された情報のうち本会組織が主体的に実施する活動の情報。イベントの開催、報告書・標準の発行に関する情報等。但し、活動やイベントを主体的に実施する組織や報告書・標準を発行する組織がXでの配信を希望する情報に限る。
 - ・ 本会組織が主体的に実施するイベントの報告（議事録、イベントの様子の写真/動画、実施中の告知）、または、イベントの報告が掲載されるサイトへのアクセス手段を記載した情報。配信する情報の案は配信を希望する組織が作成し、本委員会の担当委員に提出する。
 - ・ 本会組織が各種メディアで公開した情報。SNSのリポストも含む。
- 2 配信する情報の掲載可否の選別は本委員会の担当委員がおこなう。
 - 3 配信する情報の最終的な体裁調整は本委員会の担当委員がおこなう。
 - 4 定型的な発信（イベントの開催通知等）は担当委員のシングルチェックとし、最新の研究成果や個人情報、著作権にかかわる情報等、機密性や秘匿性を有する情報は担当委員のダブルチェックとする。

(リプライおよびダイレクトメッセージへの対応)

第5条 本委員会は、本アカウントから他のアカウントへのリポストまたはダイレクトメッセージ（以下、「DM」という）、ならびに他のアカウントからの本アカウントへのリプライへの返信およびDMへの返信はおこなわない。

(知的財産権)

第6条 本アカウントに掲載する文章、写真、イラスト、音声および動画の知的財産権は、本会または正当な権利を有する権利者に帰属する。

- 2 動画の配信については、「日本原子力学会における動画の公開にかかわるガイドライン 0502-00-03」にしたがう。
- 3 本アカウントの内容について、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、本会に無断で転載をおこなう事はできない。引用等をおこなう際は適宜の方法により、必ず出所を明示する。

(免責事項)

第7条 本委員会は、本アカウントの投稿における情報の正確性、完全性、正当性、有用性の確保に務めるが、これらを保証するものではない。

- 2 本委員会は、本アカウントへのXユーザーからのリプライやDMおよび「いいね」について、正確性、完全性、正当性、有用性を認めるものではない。
- 3 本委員会は、Xユーザーが本アカウントの掲載情報を利用または信用したことにより、利用者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- 4 本委員会は、本アカウントによって生じたXユーザー間または利用者と第三者間のトラブルにより、Xユーザーまたは第三者に生じた損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- 5 本委員会は、Xユーザーが本アカウントを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負わない。
- 6 本委員会は、本ガイドラインを予告なく変更する場合がある。

(個人情報の取り扱いについて)

第8条 本アカウントにおける個人情報の取扱いは、本会「プライバシー・ポリシー」にしたがい、適切におこなう。

- 2 その他、プライバシーの保護などについては、Xプライバシー・ポリシーにしたがう。

(禁止事項)

第9条 本委員会は、本アカウントの運営において、以下の行為を禁止するとともに、より良いコミュニケーションを実現するため、本アカウントを利用するユーザーの行為が以下のいずれかに該当する場合、運営者はコメントの削除、投稿アカウントのブロック等をおこなうことがある。

- ・ 本人の承諾なく、他の利用者または第三者の個人情報を特定、開示、漏洩する行為
- ・ 本会、他の利用者その他の第三者に損害を与える行為
- ・ 本会、他の利用者、その他の第三者の知的財産権を侵害する行為
- ・ 本会、他の利用者、その他の第三者に対する誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つける行為
- ・ 公序良俗に反する行為、あるいは公序良俗に反する情報を提供する行為
- ・ 本アカウントの目的に関係のない投稿をおこなう行為
- ・ 法律、法令等に違反または違反する恐れがある内容
- ・ X社の定める不正行為に該当する行為
- ・ その他、運営者が不適切と判断する行為

(雑則)

第10条 発信する情報の最後に、連絡先およびハッシュタグ「#日本原子力学会」を付する。

(改定)

第11条 本ガイドラインの改定は、広報情報委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

(その他)

第12条 本ガイドラインに定めるもののほか、SNS(X)の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

1 2024年11月29日 広報情報委員会メール審議制定、同日施行

2 改定履歴

- ① 2025年8月15日 広報情報委員会メール審議承認、2025年9月29日 第3回理事会報告

附則

1 2025年8月15日改定のガイドラインは、広報情報委員会承認の日から施行する。